

四日市市訓令第4号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市職員服務規程の一部を改正する規程

四日市市職員服務規程（昭和62年四日市市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

顔 写 真	<b>身分証明書</b> No.
	氏名
	上記の者は、四日市市職員 であることを証明する。
年 月 日	四日市市長
	印

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(総務部人事課)